（会計区分）
第６条　本協会の会計区分は、原則として、定款第２条に規定する主たる事務所及び従たる事務所とする。
（財務担当責任者）
第７条　本協会は、第２条に規定する経理業務を掌理するため、定款第59条第２項に規定する事務局長を財務担当責任者とする。
（主管責任者）
第８条　本協会は、第６条に規定する会計区分ごとに主管責任者を置く。
２　前項に規定する主管責任者は、主たる事務所については総務部長、従たる事務所については事務長とする。
３　主たる事務所の主管責任者は、各会計区分の経理業務を統括する。
（出納責任者）
第９条　本協会は、第６条に規定する会計区分ごとに出納責任者を置く。
２　前項の出納責任者は、財務担当責任者がこれを定める。
（経理業務取扱細則の制定等）
第10条　この規則の実施に必要な事項については、別途経理業務取扱細則を定めるものとする。

第２章　帳簿及び勘定

（会計帳簿の種類）
第11条　本協会は、第５条に規定する会計単位ごとに次の各号に掲げる会計帳簿を備え付けるものとする。ただし、補助簿について財務担当責任者の承認を受けた場合は、その一部の備え付けを省略することができる。
１　主要簿
⑴　総勘定元帳
２　補助簿
⑴　仕訳帳
⑵　現金出納帳
⑶　銀行帳
⑷　予算の管理に必要な帳簿
２　仕訳帳は会計伝票をもってこれに代える。
（会計伝票）
第12条　本協会が使用する会計伝票の種類は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票とする。ただし、金銭出納時については、補助伝票として、協会の定める収入を証する書面等及び支払明細書等で代えることができる。
（記帳の原則）
第13条　取引についての記帳は、複式簿記の原則に従い、会計伝票若しくは収入を証する書面等、支払明細書等により、遅滞なく、整然かつ明確に行わなければならない。
（会計伝票の作成）
第14条　会計伝票は、証ひょうに基づき作成するものとし、主管責任者の承認を得なければならない。
（勘定科目）
第15条　本協会が使用する勘定科目は、別に定める「勘定科目表」のとおりとする。
２　定められた勘定科目の改廃は主たる事務所の主管責任者の承認を受けてこれを行う。
（記録の保存）
第16条　決算財務諸表及び会計帳簿等は、次の各号に掲げる区分に従い、これを保存する。ただし、承認印の付されない会計帳簿については、電磁的記録によることができる。
１　決算財務諸表　30年
２　会計帳簿及び会計伝票　10年
３　証ひょう及びその他の関係書類　７年

第３章　金銭、有価証券等

（定義）
第17条　金銭とは、現金（通貨代用証券を含む。）及び預金をいう。
２　有価証券とは、金融商品取引法第２条第１項に規定する有価証券等をいう。
（出納）
第18条　金銭の出納は、出納責任者がその取引に関係する責任者及び主管責任者が承認した会計伝票若しくは支払明細書等によりこれを行うものとする。
（収納）
第19条　金銭を収納したときは、所定の様式による領収証を発行するものとする。ただし、金融機関への振込みにより、金銭を収納したときは、その発行を省略することができる。
２　収納した現金は、原則として、金融機関に預け入れるものとする。
（支払い）
第20条　金銭の支払いは、原則として、振込みによるものとする。ただし、少額の支払いについては、小口現金その他の決済手段をもって支払うことができる。
２　金銭を支払うときは、受取人の自署のある領収証を受領するものとする。ただし、金融機関への振込みにより支払いを行う場合は、当該金融機関の振込明細書等を、また領収証を徴することができない場合には、支払いの確認ができる書類をもって受取人の領収証に代えることができる。
３　第１項ただし書に規定する小口現金の額は、財務担当責任者がこれを決定する。
（残高照合）
第21条　現金は、入出金があった日の業務終了時に現在高を実査し、会計帳簿の残高と照合するものとする。
２　預金は、毎月末日及び主管責任者が必要と認める都度、その現在高を実査し、会計帳簿の残高と照合するものとする。
３　有価証券は、毎年３月及び９月並びに主管責任者が必要と認める都度、その現在高を実査し、会計帳簿の残高と照合するものとする。
（金銭等の過不足金の処理）
第22条　前条に規定する残高照合により、金銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、財務担当責任者に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
（取引金融機関）
第23条　取引金融機関（第４章に定める資産の運用に係る取引金融機関を含む。）の決定及び改廃は、会長の承認を得てこれを行うものとする。
（預金取引等の名義）
第24条　預金取引等の名義は、定款第32条第１項に規定する会長名とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、会長に代理人を置き、代理人名義とすることができる。
（金銭の貸借）
第25条　金銭の貸借は、原則として、会長の承認を得てこれを行うものとする。
（回収不能債権の償却）
第26条　回収不能債権を償却するときは、予め理事会の承認を受けなければならない。ただし償却しようとする回収不能債権の額が少額の場合は、この限りでない。